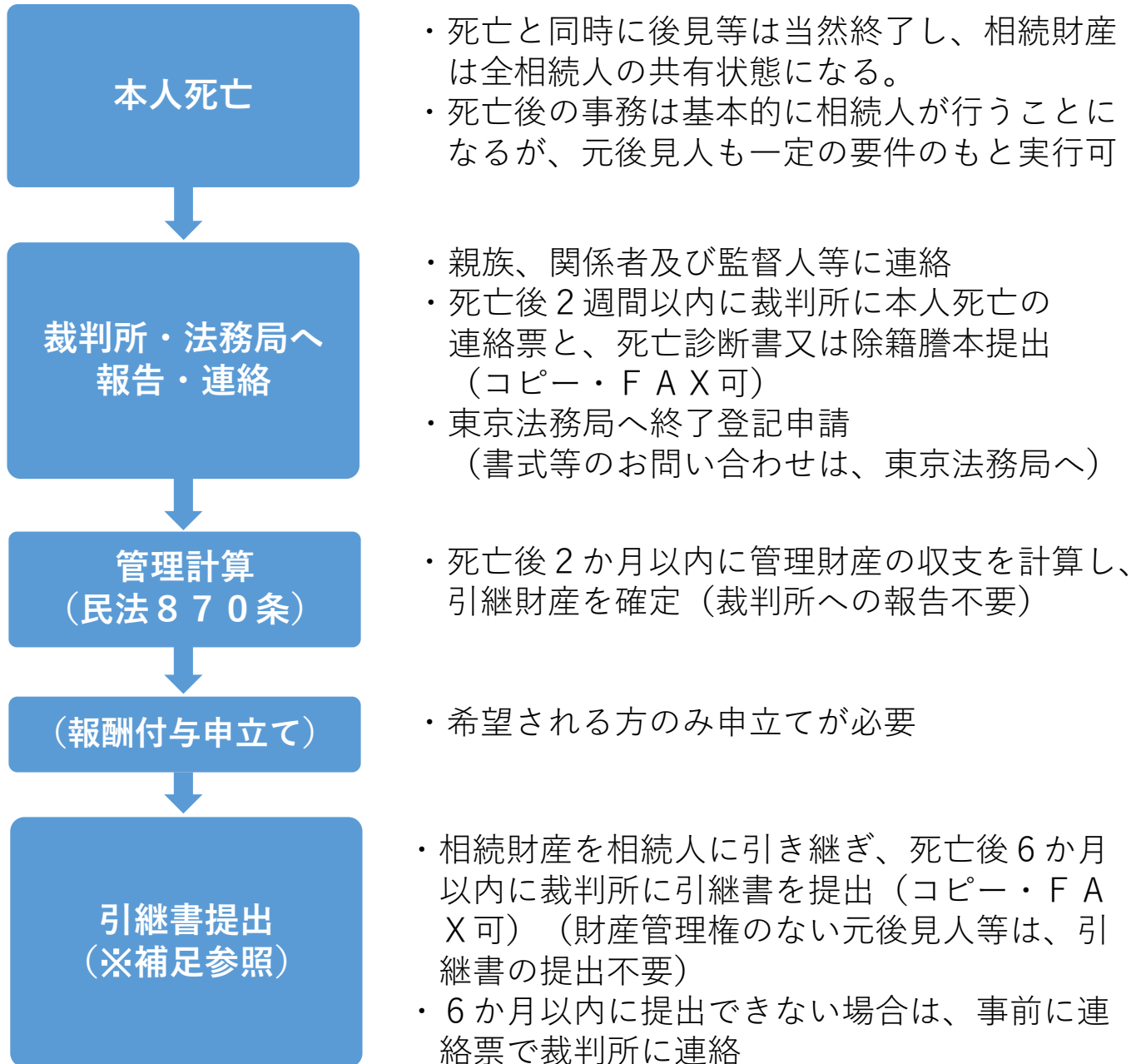


① 本人死亡後から引継ぎまでの流れ



ポイント

- ・ 全ての相続人の調査ができなくても、引継ぎは可能だよ。
調査方法が分からないときは、遠慮なく裁判所に連絡してね。
- ・ 報酬付与申立てをする場合、提出書類は通常の場合と同じだよ。ただし、報告期間は前回の報告日翌日から死亡日までになるよ。



【※補足】元後見人等が相続人の場合

- ①引継書の提出は不要
- ②報酬付与申立てをしない場合
死亡診断書又は除籍謄本の提出により裁判所への報告終了
- ③報酬付与申立てをする場合
報酬付与申立てと同時に提出する後見等事務報告書・財産目録等の提出により、裁判所への報告終了（裁判所からお問合せをさせていただく場合があります。）